

令和8年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託 プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、令和8年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託の受注候補者決定に当たり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定に当たっては、提案内容を一次審査及び二次審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

2 提案者が3者以下の場合は、一次審査は実施しない。

3 提案者が4者以上の場合においては、一次審査を実施し、上位と評価された3者により、二次審査を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該業務委託公募型プロポーザルの募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査は経済企画課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は商工労働部内で行うこととし、企画提案書等の評価を行う。

(二次審査)

第5 二次審査は商工労働部長のほか、商工労働部長が指名する4人とし、企画提案書等及び提案者からの事業説明により評価を行う。（審査員からの質疑応答を含む。）

(審査の基準)

第6 審査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 事業の理解
- (2) 提案の内容
- (3) 実施体制
- (4) 予算の妥当性

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき、審査シートを別紙のとおり定める。

2 評価は、参加者から提出された提案書類に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第8 審査員ごとに、第7に定める審査の結果に基づく評価点数の上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付し、順位点数の合計が最も高い参加者を受注候補者とする。参加者が一者の場合は、各審査員が付した評価点数の合計が満点の10分の6を満たす場合は受注候補者とする。

なお、参加者の全員について、各審査員が付した評価点数の合計が満点の10分の6に満たない場合は、受注候補者無しとする。

2 前項の場合において、順位点数の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、審査シートの「提案の内容」に関する審査項目について、各審査員が付した評価点数の合計が最も高い参加者を受注候補者とする。

3 前項の場合において、評価点数の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、審査員の合議により受注候補者を決定する。

(選定結果の通知)

第9 選定結果は、各参加者へ書面により通知する。

令和8年度市産材を活用した街なか商業活性化事業業務委託プロポーザル審査シート

審査員氏名： _____

参加者名： _____

審査項目及び点数

審査項目		審査の観点	配点	重要度	評価 点数
事業の理解	商店街把握	市が指定する商店街の取組や特徴を捉えられているか	／5	×2	／10
	市産材の活用	市内の森林資源の有効活用が期待できるか	／5	×1	／5
		市産材の魅力発信につながるPRが予定されているか	／5	×1	／5
提案の内容	提案力	提案内容が商店街の魅力向上に寄与する提案となっているか	／5	×2	／10
	実現性	仕様書の内容を的確に捉え、明確かつ具体性があり、実現可能な提案となっているか	／5	×2	／10
	ワークショップの開催	開催方法や内容に係る考え方は適切か	／5	×2	／10
		参加者が目的・趣旨の理解を深めるための効果的な工夫がされているか	／5	×2	／10
	什器の調整	意見の整理、調整が商店街の特色を生かした什器への反映を期待できるか	／5	×3	／15
実施体制	実施体制	効果的なワークショップの開催を期待できる体制になっているか	／5	×2	／10
		製作する什器について、魅力的なデザイン構築が期待できる体制になっているか	／5	×1	／5
		什器の製作者又は発注先の選定は妥当か	／5	×1	／5
予算の妥当性	予算の妥当性	事業内容に対して適正な予算となっているか。各業務に係る経費配分は妥当か	／5	×1	／5
合計					／100

点数の基準

5・・・特に優れている 4・・・優れている 3・・・仕様を満たしている

2・・・一部仕様を満たしていない 1・・・仕様を満たしていない